

令和7年度第1回 徳島県薬事審議会

日時：令和7年4月25日（金）
午後3時から午後4時30分まで
場所：徳島県庁万代庁舎10階 大会議室

徳島県保健福祉部薬務課

会 議 次 第

1 開会

2 保健福祉部長あいさつ

3 議事

(1) 審議事項

「県内製薬業者の業務改善計画書」について

「徳島県薬事審議会」資料一覧

	ページ
徳島県薬事審議会設置条例	1
徳島県薬事審議会委員名簿	2

資料 1

諮問書（写）

資料 2

県内製薬業者に対する行政処分について

資料 3

業務改善命令（業務改善命令書徳島県達薬第15002号）に対する改善計画書

○徳島県薬事審議会設置条例

昭和三十八年十月十八日
徳島県条例第三十四号

徳島県薬事審議会設置条例をここに公布する。

徳島県薬事審議会設置条例

(設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、徳島県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事(医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項を調査審議するものとする。

(平一七条例三二・平二六条例五八・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 薬事関係の代表者
- 二 医薬品等の消費者の代表
- 三 関係行政機関の職員
- 四 学識経験のある者

2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(議事の手続)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三二号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第五八号)抄

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

徳島県薬事審議会委員名簿(～R7.9.30)

R7.4.1時点

	氏名	職名
薬事関係者	富田 純弘	徳島県薬事協議会理事
	藤原 克之	徳島県製薬協会会長代行
	和田 朱実	一般社団法人徳島県薬剤師会会長
	富永 治男	徳島県医薬品配置協議会副会長
	組橋 由記	徳島県病院薬剤師会理事
	竹内 恵美子	日本医薬品卸勤務薬剤師会徳島県支部長
学識経験者	湊 省	一般社団法人徳島県医師会常任理事
	石本 卓司	一般社団法人徳島県歯科医師会常務理事
	土屋 浩一郎	徳島大学薬学部教授
	川田 敬	徳島大学病院薬剤部副薬剤部長
	今川 洋	徳島文理大学薬学部長
	山田 麻記	公益社団法人徳島県看護協会会員
消費者代表	生長 まち	徳島県消費者協会理事
	紅露 清恵	徳島県婦人団体連合会副会長
行政機関	佐藤 純子	東部保健福祉局<徳島保健所>副局長